

J R ローカル線 維持・利用促進協議会 設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県内におけるJ R山陰線（城崎温泉～浜坂、浜坂～鳥取）、同加古川線（西脇市～谷川）、同姫新線（播磨新宮～上月、上月～津山）及び同播但線（和田山～寺前）の4路線6区間（以下「J Rローカル線」という。）を維持・活性化するため、利用促進施策について、関係市町、事業者、有識者等の意見を広く聴取する「J Rローカル線 維持・利用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) J Rローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の取組状況の把握と改善の検討、優良事例の横展開、他県を含む広域連携の調整
- (2) 前号に掲げるもののほか、J Rローカル線の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、兵庫県企画部総合政策課及び土木部交通政策課に置く。

(協議会)

第5条 協議会は事務局が招集する。

- 2 委員は都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局は、利用促進策の検討等にあたり必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 協議会に、第1条に定める路線ごとにワーキングチーム（以下「WT」という。）を置く。

2 WTの運営については、別に定める。

(謝金)

第7条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者（ただし、有識者に限る。）が、協議会及び協議会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年7月1日改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

区分	氏名	所属・役職	
WT 代表 (沿線市町)	関貫 久仁郎	豊岡市長 (山陰線 WT 代表)	
	片山 象三	西脇市長 (加古川線 WT 代表)	
	山本 実	たつの市長 (姫新線 WT 代表)	
	藤岡 勇	朝来市長 (播但線 WT 代表)	
J R 西日本	國弘 正治	近畿統括本部兵庫支社長	
交通事業者	長尾 真	(公社)兵庫県バス協会会長	
観光事業者	木崎 尚文	(一社)日本旅行業協会関西支部 兵庫県支部長	
有識者	交通	谷本 圭志	鳥取大学教授
	まちづくり	畑本 康介	(株)緑葉社代表取締役
	観光	古田 菜穂子	兵庫県立大学大学院特任教授
ひょうご観光本部	佐伯 公宏	専務理事	

兵 庫 県	服部 洋平	副知事
	守本 豊	企画部長
	上田 浩嗣	土木部長
	高崎 和則	企画部次長
	大谷 浩司	土木部次長
	三宅 隆之	企画部万博推進局長
	長友 幸一	産業労働部観光局長
	近都 学	まちづくり部次長

(オブザーバー)

近畿運輸局	北川 健司	交通政策部長
	道久 聡	鉄道部長

第7条にて定める委員の謝金

「JRローカル線維持・利用促進協議会」は、JRローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の検討等にあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円